ヒアリ対応マニュアル(発見ケース別フロー&チェックシート)

Ⅲ. Ⅲ. 道路、公園等の公共施設敷地内で疑わしいアリ類を発見した場合

道路、公園等の公共施設内で疑わしい アリ類を発見(住民からの通報等)

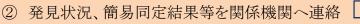
【一般区域】

ヒアリ調査は絶対に素手で行わない!!

<Ⅲ. 個体又は個体群の場合>

① 通報により、発見したアリ類の簡易同定を実施 ※ 肉眼で可 「3 同定方法」参照

ヒアリの疑いあり



- ・ヒアリ相談ダイヤル(環境省)
 - **☎**0570-046-110
- •中国四国地方環境事務所
 - **☎**086−223−1561
- •岡山県自然環境課
 - **2**086-226-7310
- •関係市町村担当課

⑦ 採取したアリ 個体はすべて 県又は環境省 へ提出し、同定 を依頼



- ③ 生きたアリ個体はエアゾール式殺虫剤等で殺虫
- ④ 殺虫したアリ類(死骸を含む)を同定用に採取
- ⑤ 発見現場・アリ類の写真(接写モード等)を撮影



⑥ 発見場所周辺の他のアリ個体、アリ塚の有無を再度 目視等で点検

※新たにアリ類等を発見したら①へ戻る



- ⑧ ②の関係機関及び施設管理者等と対応を協議
 - a. 発見場所周辺の立入制限(管轄警察署と協議)
 - b. 周辺の住民、学校、商業施設等への注意喚起
 - c. 周辺の分布確認調査(トラップ等)、ベイト剤設置

1

専門家によるヒアリ確認後

⑨ 関係機関と連携し必要に応じ®a. b. c. を実施 □

<Ⅷ. 営巣していた場合>

- ① 通報により、発見したアリ類の簡易同定を実施
- ※アリ塚をいたずらに刺激しない
- ※ 肉眼で可「3 同定方法」参照

施設管理者等とアリの疑いあり

- ② 発見状況、簡易同定結果 等を関係機関へ連絡
 - ・ヒアリ相談ダイヤル(環境省) ☎0570-046-110
 - 中国四国地方環境事務所☎086-223-1561
 - ·岡山県自然環境課 ☎086-226-7310
 - •関係市町村担当課
- ③ 同定用にアリ個体を数匹採取し、県又は環境省へ提出 □
- ④ 発見場所周辺のアリ個体、他のアリ塚の有無を目視点検 □
- ⑤ ②の関係機関及び施設管理者 等と対応を協議
 - a. 発見場所周辺の立入制限 (管轄警察署と協議)
 - b. 周辺住民、学校、商業施設 等への注意喚起
 - c. 殺虫剤によるアリ塚の駆除※「4 駆除方法」参照
 - d. 周辺の分布確認調査(トラッ プ等)、ベイト剤設置

専門家によるヒアリ確認後

⑥ 関係機関と連携し、必要に応じ ⑤a. b. c. d. を実施

<モニタリング調査等>

※ 週1回程度のモニタリング調査(粘着トラップ等)を1か月間継続 /ベイト剤設置(1か月間)



※ 定期的なモニタリング 調査等を1年程度継続



10

Ⅲ. 道路、公園等の公共施設敷地内で疑わしいアリ類を発見した場合 (個体又は個体群の場合)

【一般区域】 <マニュアル対象者>

・公共施設管理者(国、自治体等)・関係行政機関(市町村、県、警察等)

<手順>

※ヒアリ調査は絶対に素手で行わない!!

1	通報により、発見したアリ類の簡易同定を実施 ・住民等からの通報内容だけで確認が難しい場合は、現地で確認を行う。 ・肉眼、ルーペ又は実体顕微鏡等で確認できる範囲でスクリーニングを実施する。 ・「3 同定方法」のサンプル採取手順を参照 ・確認の結果、疑わしい場合は関係機関へ連絡後に③の殺虫処理へ ・確認時は緊急用にエアゾール式殺虫剤を携帯しておく。	
2	発見状況、簡易同定結果等を関係機関へ連絡する ・簡易同定でヒアリの疑いがある場合は、すぐに連絡する。	
3	生きたアリ個体はエアゾール式殺虫剤等で殺虫する ・目視できた個体はエアゾール式殺虫剤又は液剤によりすべて殺虫する。 ・周囲に生きた個体がいないか十分確認し、逃げ出す前に殺虫処理する。	
4	殺虫したアリ類(死骸を含む)を同定用に採取する ・「3 同定方法」のサンプル採取手順を参照 ・定着している場合、卵、幼虫、蛹等がいる可能性もあるので注意する。	
(5)	発見現場・アリ類の写真(接写モード等)を撮影する ・発見箇所が特定できるよう、現場写真を撮っておく。 ・アリ個体はデジカメの接写モード等で出来るだけピントを合わせて撮影する。 ・ヒアリの特徴である触角や2節(こぶ)の腹柄、背中トゲの有無等が分かるよう、様々な角度から撮影する。	
6	発見場所周辺の他のアリ個体、アリ塚の有無を再度目視等で点検する ・発見場所周辺で、まだヒアリが生息している可能性があるため、念入りに点検する。 ・ベイト剤設置は、在来アリにも影響するため、原則、ヒアリ確定後の実施とする。 ・定着している場合、周辺にアリ塚等がある可能性があるので注意する。 ※アリ塚を発見した場合は、【VIII. 営巣していた場合】へ ・調査で新たにアリ類を発見した場合は①の手順へ戻る。	
7	採取したアリ個体はすべて県又は環境省へ提出し、同定を依頼 ・死骸を潰さないよう集めて採取し、環境事務所等へ持ち込み同定を依頼する。 ・可能な限り、当初の発見個体及びその後の調査等での発見個体のすべてを採取する。	
8	②の関係機関及び施設管理者等と対応を協議する ・県、関係市町村、環境事務所等の関係機関及び当該施設の管理者で対応を協議する。 ・現場状況に応じ、発見現場への立入制限を検討する。(管轄警察署等への協議が必要) ・発見場所周辺の住民や、付近に多数の人が集まる学校や商業施設等がある場合は、注意喚起が必要となるので、その対応手順等を協議する。 (※留意施設等:保育・幼稚園、小中学校、病院・福祉施設、公民館、その他) ・状況に応じ、ヒアリ拡散の有無の確認と防止のため、発見場所周辺の分布確認調査、ベイト剤設置等の対策をとる必要がある。 ※「5 調査方法」を参照	
9	関係機関と連携し、必要に応じ⑧a.b.c.を実施する ・⑧の協議を踏まえ、必要に応じて、a.現場への立入制限、b.住民、周辺施設等への注意喚起、c.粘着トラップ等による調査、ベイト剤設置等の対策を実施する。・立入制限は場合によって警察の協力を得る必要があるので注意。・近くに学校や幼稚園など子供が庭遊びをするような場所がある場合は特に注意する。	
10		